

平成 18 年 5 月 10 日
金融庁

監査法人及び公認会計士の懲戒処分について

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人及び同監査法人の関与社員に対し、本日、下記の処分を行った。なお、今後の手続の進行等に伴い、その他の関係者について、追加的な処分を行うことがある。

また、本処分に関する開示企業等からの照会等に対応するため、本日、各財務（支）局等に相談窓口を設置する（窓口の連絡先については別添）とともに、日本公認会計士協会に対しても相談窓口の設置を要請した。

記

1. 監査法人

(1) 処分対象

中央青山監査法人

（所在地：東京都千代田区霞ヶ関 3-2-5 霞ヶ関ビル）

(2) 処分内容

業務の一部停止 2 ヶ月（平成 18 年 7 月 1 日から平成 18 年 8 月 31 日まで）

[停止する業務] 証券取引法監査及び会社法（商法特例法）監査（法令に基づき、会社法（商法特例法）に準じて実施される監査を含む。）。

ただし、一定の監査業務を除外するものとする（詳細は別紙 1）。

(3) 処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

なお、同監査法人に対する調査を通じて、別紙 2 のとおり、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営に不備が認められたことから、同監査法人に対しては、責任の所在の明確化を含めた現状認識及び対応策について、公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項に規定する報告徴求を併せて行っている。

2. 関与社員であった公認会計士

(1) 処分対象

公認会計士 徳見 清一郎 （登録番号：5116 号 住所：神奈川県横浜市）

公認会計士 神田 和俊 （登録番号：5636 号 住所：東京都江東区）

公認会計士 宮村 和哉 （登録番号：9798 号 住所：埼玉県吉川市）

(2) 処分内容

- ・ 公認会計士徳見清一郎について
登録抹消
- ・ 公認会計士神田和俊について
登録抹消
- ・ 公認会計士宮村和哉について
業務停止1年（平成18年5月15日から平成19年5月14日まで）

(3) 処分理由

カネボウの平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した（徳見公認会計士については、平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期及び平成14年3月期、宮村公認会計士については、平成15年3月期）。

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)

総務企画局企業開示課

(内線 3679、3666、3662)

処分範囲

証券取引法に基づく監査業務（企業内容等の開示に関する内閣府令の規定が適用される有価証券報告書等に記載される財務諸表についての監査業務に限る）並びに会社法に基づく監査業務（旧商法特例法に基づく監査業務を含む）及びこれに準ずるものとして以下に掲げる法律に基づく監査業務の7月1日より8月31日までの停止

- ・ 保険業法
- ・ 信用金庫法
- ・ 協同組合による金融事業に関する法律
- ・ 労働金庫法
- ・ 農林中央金庫法

ただし、以下に掲げる者に対する、それぞれに指定する期間に係る監査業務についてはこの限りではない。

- ・ 4月決算会社のうち、7月末日までに証券取引法に基づき有価証券報告書を提出しなければならない会社 7月
- ・ 5月決算会社のうち、8月末日までに証券取引法に基づく有価証券報告書を提出しなければならない会社 全期間
- ・ 上記以外の5月決算会社 7月
- ・ 6月決算会社 8月
- ・ 10月決算会社のうち、7月末日までに証券取引法に基づき半期報告書を提出しなければならない会社 7月
- ・ 11月決算会社のうち、8月末日までに証券取引法に基づき半期報告書を提出しなければならない会社 8月

また、証券取引法に基づき有価証券届出書を提出する際に、直前決算期の財務諸表が既に適切に監査されている場合、有価証券届出書に記載される財務諸表について監査業務を提供することは差し支えないものとする。

中央青山監査法人については、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営に関し、主として以下のような不備が認められた。

- ① 審査体制が、レビュー・パートナーによるレビューに過度に依存し、審議会による審議やインターナル・レビュー、モニタリング等が有効に機能していなかった。
- ② 監査法人として、レビュー・パートナーが判断の拠り所とする基準・マニュアル等が適切に整備されておらず、レビュー・パートナーによるレビュー業務が有効に機能していなかった。
- ③ 投書への対応について、十分な仕組みが用意されていなかった。

(別添)

財務（支）局等における相談窓口の連絡先

関東財務局統括証券監査官（管轄区域：東京都を除く関東財務局管内）

郵便番号：330-9716

所在地：さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

電話：048-600-1122

関東財務局統括証券監査官（管轄区域：東京都）

郵便番号：100-0013

所在地：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 中央合同庁舎第4号館2階

電話：03-3502-9462

近畿財務局理財第一課

郵便番号：540-8550

所在地：大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

電話：06-6949-6366

北海道財務局理財課

郵便番号：060-8579

所在地：札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

電話：011-709-2311（代表）

東北財務局理財課

郵便番号：980-8436

所在地：仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎

電話：022-263-1111（代表）

東海財務局理財課

郵便番号：460-8521

所在地：名古屋市中区三の丸3-3-1

電話：052-951-2545

北陸財務局理財課

郵便番号：921-8508

所在地：金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎

電話：076-292-7851

中国財務局理財課

郵便番号：730-8520

所在地：広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館

電話：082-221-9221（代表）

四国財務局理財課

郵便番号：760-8550

所在地：高松市中野町 26-1

電話：087-831-2131（代表）

九州財務局理財課

郵便番号：860-8585

所在地：熊本市二の丸 1-2 熊本合同庁舎

電話：096-353-6351（代表）

福岡財務支局理財課

郵便番号：812-0013

所在地：福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 4 階

電話：092-411-7281（代表）

沖縄総合事務局理財課

郵便番号：900-8530

所在地：那覇市前島 2-21-7（ふそうビル 4 階）

電話：098-862-1451

平成 18 年 5 月 24 日
金 融 庁

公認会計士の懲戒処分について

カネボウ株式会社（以下「カネボウ」とする。）が作成した財務書類について、監査証明を行った中央青山監査法人の関与社員に対し、本日、下記の処分を行った。

記

(1) 処分対象

公認会計士 佐藤 邦昭（登録番号：4711 号 住所：千葉県柏市）

(2) 処分内容

登録抹消

(3) 処分理由

カネボウの平成 11 年 3 月期、平成 12 年 3 月期、平成 13 年 3 月期、平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれ虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明した。

以上

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)

総務企画局企業開示課

(内線 3679、3666)